

知 調 一 発 第 1 3 号  
平成 2 4 年 5 月 1 0 日

総務副大臣 大島 敦 様

全国知事会地方公務員労使関係制度  
ワーキングチームリーダー  
岡山県知事 石井 正弘

## 地方公務員の新たな労使関係制度の議論の進め方について

現在、国で検討されている地方公務員の新たな労使関係制度について、当会では地方公務員労使関係ワーキングチームを設置し、総務省から説明を受けました。

しかし、これまでは当初から同じ内容の説明を繰り返すのみで全く議論になっておらず、制度の目的・必要性が理解できるものとはほど遠く、また、その他多くの点でも住民の理解を得る上での疑問や懸念を払拭するに至っていません。

このため本年 4 月 27 日付けで大島総務副大臣あてに質問状を提出したところですが、貴職から回答はいただいております。

なお、5 月 9 日付けで総務省公務員部から全国知事会に届けられた事務的な回答は、従来からの説明の繰り返しにとどまるなど、本件が地方公共団体等に与える影響の大きさを十分に認識したものとなっておらず、このような国の不誠実な姿勢には重大な危惧を感じます。

特に本件は、地方行政運営に大きな影響を与える抜本的な制度の変更であり、「国と地方の協議の場に関する法律」に基づき、国と地方の協議の場で議論すべきであると強く主張してきたところですが、今回の回答でも「適切に検討してまいりたい」と実施について確約していないことは極めて遺憾です。

今後、本件の制度化について国が本会と議論を進めたいのであれば、国と地方の協議の場で協議することを国において確約することが前提条件であると考えます。

この問題については、5 月 1 8 日に開催することとしている全国知事会議において議題とし、本会としての意見を表明する予定としていることを申し添えます。